東京都公安委員会告示第 2201 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第6項により弁明の機会を付与するので、同条第7項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 4 日

東京都公安委員会

記

1　弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名

別添のとおり

2　弁明書の提出先

江東区有明三丁目7番26号　有明フロンティアビルB棟

警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センター違反金管理係

3　弁明書の提出期限

令和 8 年 12 月 2 日

4　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第6項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

黒嵜　菜々子	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-106-260724-205816）
建物管理株式会社	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-106-260914-201042）
ＹＡＯ　ＹＩＬＩＮ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-331-260806-210021）
株式会社　Ｒｅｖｅａｌ	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-333-260706-201091）
藤田　祐也	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-436-261014-449749）
阿部　源弥	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-442-260909-403055）
渡辺　航平	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-549-261008-402853）
檜田　真人	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-670-260914-410232）
西山　茅人	放置違反金の納付命令に関する件（第　30-775-261014-406178）